

3. 3 日影

3. 3. 1 工事の完了後（供用時）

（１）冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度

冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数の変化の程度については、予測条件である「建築物の位置、建築物の形状」に変更が生じたため、予測・評価の見直しを行った。

変更前後の時刻別日影図を図 3-1、図 3-2（変更前(H28.4 変更届)）、変更前後の等時間日影図を図 3-3、図 3-4（変更前(H28.4 変更届)）に示す。

時刻別日影図では、超高層建築物の新設が無くなったため、真太陽時の 8 時に桐ヶ丘 1 丁目～2 丁目付近、16 時に赤羽 1 丁目～2 丁目付近に生じていた計画建築物による日影は、低減される。

等時間日影図では、計画地周辺地域において、「建築基準法」の測定水平面における敷地境界から 5m を超え 10m までの範囲で 3 時間以上の日影は生じないこと、10m を超える範囲で 2 時間以上の日影は生じないことも変わらない。

予測結果に軽微な変化は生じたものの、計画建築物の等時間日影が「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」における日影規制値を満足することから、「計画建築物の等時間日影は、『建築基準法』及び『東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例』における日影規制値を満足する」とする評価の結論は変わらない。



